

モバイル通信における
加入者管理機能のアンバンドル

楽天株式会社 代表取締役会長兼社長
三木谷 浩史

議論の経緯

	当方主張・主査ペーパー	総務省提出資料
2013.4.17 産業競争力会議 (第6回)	「ITを活用したビジネスイノベーション」 (三木谷) －MNO・MVNO間の健全な競争環境 の整備を指摘	
2015.2.16 新陳代謝 イノベーション WG (第5回)	「モバイル通信分野の一層の競争促進に ついて」(三木谷) －MNO機能のアンバンドル化と関連制 度の見直しを主張	
2015.4.20 新陳代謝 イノベーション WG (第7回)	「モバイル通信における加入者管理機能解 放の重要性」(三木谷) －引き続き加入者管理機能のアンバンド ルに言及	「モバイル等の情報通信分野の競争促進・利用 環境整備」 －期間拘束・自動更新問題及びMNP手続の 迅速化については回答 －加入者管理機能のアンバンドルについては 言及なし、事業者間協議が前提との回答
2015.4.28 新陳代謝 イノベーション WG (第8回)	「IoT型未来社会を見据えた変革に向けて」 (橋本主査ペーパー) －市場競争環境の構築に向け引き続き検 討を進めるべきと指摘	「産業競争力の源泉となる情報通信環境等の 整備」 －競争促進は4/20に議論済との整理



加入者管理機能のアンバンドルについての議論を深める必要がある。

国内における事業者間協議の事例

日本通信は2011年7月および2014年2月の2回にわたり、NTTドコモへ加入者管理設備への接続を申し入れているが、具体的な進展はみられない。

2011年7月19日

日本通信、より幅広い付加価値サービスを提供するため、NTTドコモの接続約款に規定されていない相互接続を申し入れ

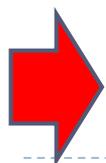
日本通信株式会社(以下、「当社」という)は、本日、NTTドコモの3G用パケット交換機であるSGSN (Serving GPRS Support Node)と、当社が設置するHLR (Home Location Register)との相互接続をNTTドコモに対して申し入れましたので、お知らせいたします。

2014年2月28日

日本通信、自社の「HLR」及び「HSS」の接続を申し入れ

日本通信株式会社(以下、「当社」という)は、本日、株式会社NTTドコモ(以下、「ドコモ」という)に、ドコモのFOMA網及びXi網への当社のHLR (Home Location Register) 及びHSS (Home Subscriber Server) の接続を申し入れることを決定し、本日申し入れを行いますので、お知らせいたします。

出所：日本通信プレスリリース

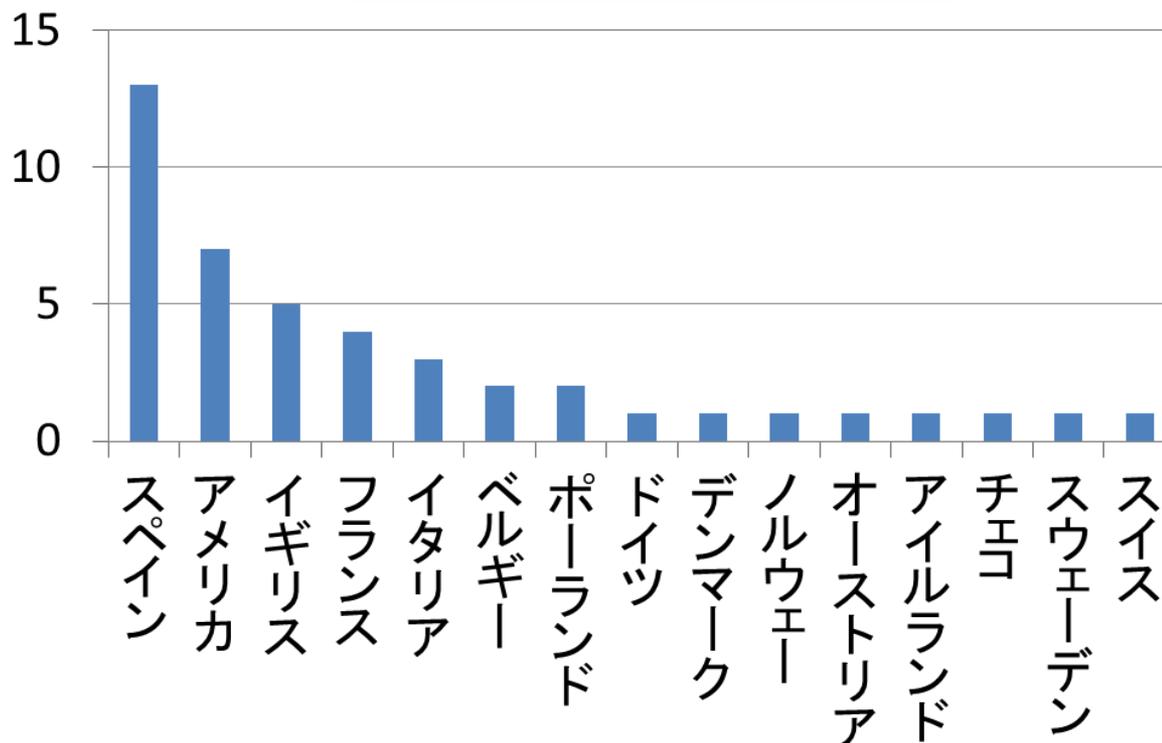


事業者間協議事例は存在するも、進展がみられない模様。
行政が後押ししないと、現実的には道は開けない。

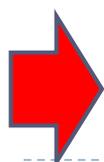
海外における加入者管理機能開放状況

欧米では既に加入者管理機能のアンバンドルが実現しており、
15か国44社のMVNOが加入者管理設備を保有。

加入者管理機能を持つMVNO数



出所: MVNO DYNAMICS.
各社ウェブサイト

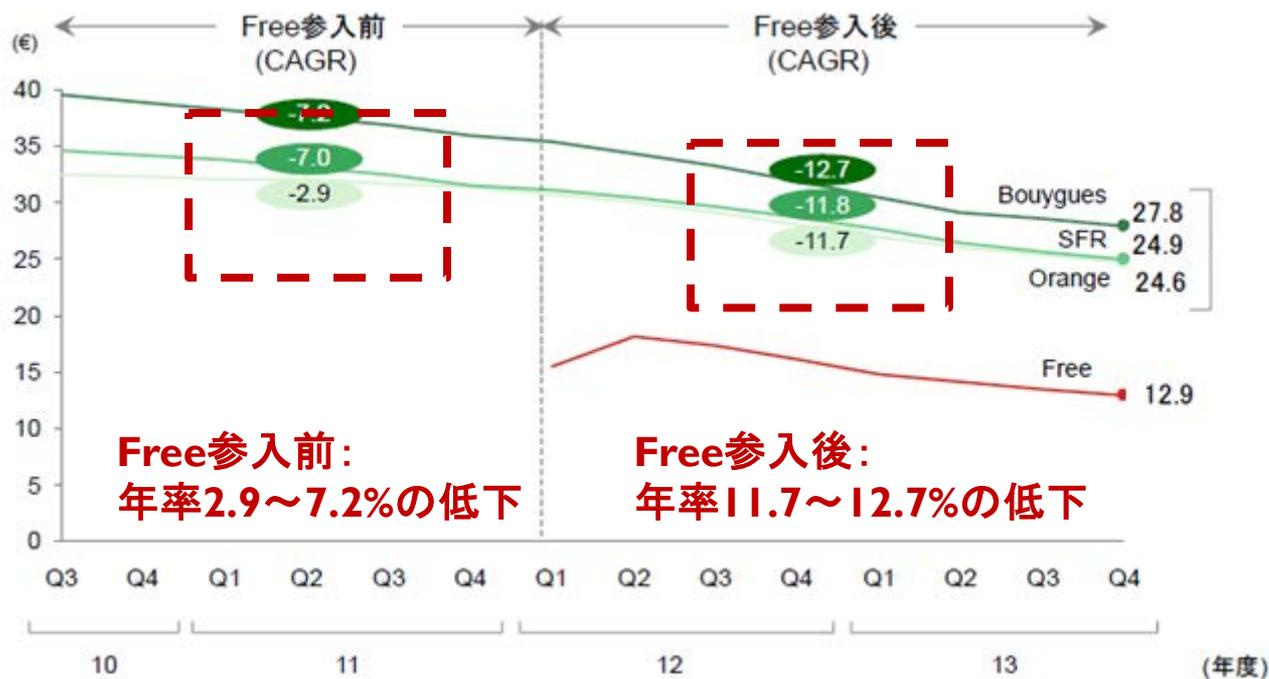


なぜ、諸外国で実現できているアンバンドルが、我が国において
実現できないのか？

アンバンドルによる消費者メリット

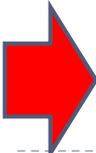
フランスでは大手MNOに依存せず独自に加入者管理を行うFree Mobile社の参入により価格の低下と多様な販売方法が登場。

仏携帯電話大手4社の平均顧客単価の推移



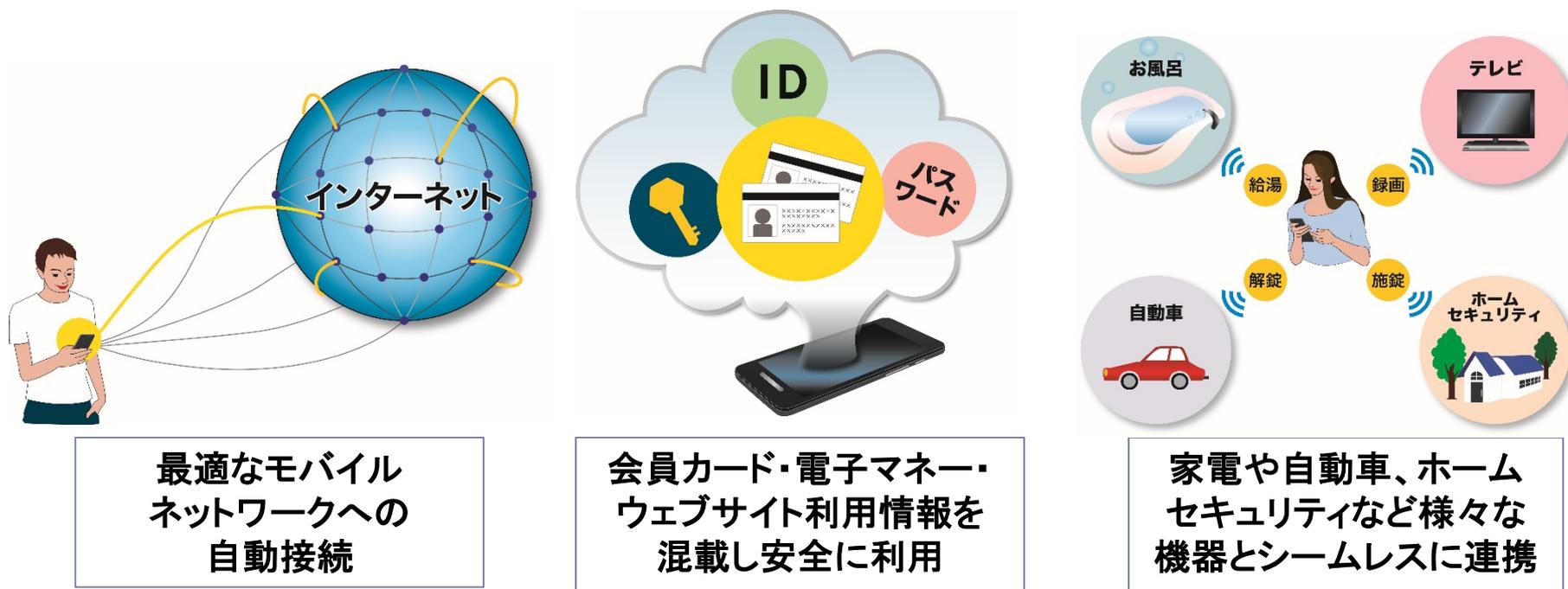
SIM自動販売機



 アンバンドルは消費者に利益。

加入者管理機能の活用可能性

MVNOが顧客管理機能を持つことによりネットワーク多様性が実現。
多くのプレイヤーの参入・競争によりイノベーションを促進。



加入者管理機能をMVNOへ開放することは、ネットワーク多様性に基づくイノベーションに必要不可欠。

海外におけるMVNO促進政策

スペインではアンバンドルを行政が主導的に推進。日本同様に事業者間協議を原則とするフランスにおいても、行政の後押しによりアンバンドルが実現。

スペインの事例

- CMT(電気通信市場委員会)がMNO3社が共同で顕著な市場支配力を及ぼしていると認定。3社にMVNOへのアクセス提供を義務づける提案を欧州委員会へ通知(2005)
- CMTがサービスのアンバンドルを含むMVNOへのアクセス義務付け政策を正式に決定(2006)
- 周波数割当にあたり他事業者への開放を義務付け(2011)

フランスの事例

- 競争当局*が携帯電話市場の競争促進のためMNOとMVNO間の契約条件見直しを勧告(2008)
- 競争当局がARCEP(郵便監督庁)に対し「着信料引下げが最終的に消費者の利益になるためにはフルMVNO(加入者管理機能を持つMVNO)の出現が不可欠」と言及(2010)
- ARCEPが3G免許割当てや4Gオークションにおいて、MVNO受け入れのコミットメントを選定基準に設定し免許条件に義務として明記(2012)

* 当時のConseil de la concurrence、現Autorité de la concurrence)

出所: KDDI総研、公正取引委員会、CMT、CNMC



アンバンドル促進において行政の関与は重要。

まとめ

- ① 日本ではMVNOが4年前からアンバンドルを実現すべく申し入れをしているが、未だ実現していない。
- ② 海外では多くの国で既にアンバンドルが行われ、通信料の低下という形で消費者メリットが実現。今後は利便性やサービスの面でもメリットが期待される。
- ③ 改正電気通信事業法における総務省令において、アンバンドルすべき機能として加入者管理機能を位置づけるべき